

住むなら三島移住サポート事業 申請書類チェック表



| 対象 | 書類名称 | 確認欄 |
|---------------------------|--|-----|
| 共通 | 住むなら三島移住サポート事業費補助金交付申請書(様式第1号) | |
| | 家族構成表 (様式第2号) ※下段に申請者の押印が必要となります。 | |
| | 付近見取図(縮尺が 2,500 分の 1 以上のもの) ※地図をみて現地に辿りつけるものを添付してください。 | |
| | 建物の登記事項証明書 ※所有権の確認のために必要です。 ※権利部(甲区)の登記が完了したものを取得してください。 | |
| | 次のいずれかの写し1点(契約日や契約金額の欄が必要となります。) ・建物の工事請負契約書 ・建物の売買契約書 | |
| | 戸籍謄本 | |
| | 戸籍の附票 ※本籍を異動している場合、前戸籍地で取得する必要がありますのでご注意ください。 ※三島市へ移住する前1年間の異動履歴及び三島市への異動がわかるもの(世帯全員分) ※過去の住所履歴を確認するために必要となります。 | |
| | 住宅の平面図(全ての階)※部屋の用途が記載されているもの | |
| 県内の他市町から転入の方 | 次のいずれか1点 ・申請者の父又は母の住民票 ・配偶者の父又は母の住民票 | |
| 県外から 転入の方 | 三島市移住・就業支援補助金申請状況確認同意書 | |
| 支援補助金の 交付決定を 受けている方 | 三島市移住・就業支援補助金に係る「補助金等交付決定通知 書」の写し | |
| 中学生以下 の子が同居 する世帯 | 住民票(続柄を含む世帯全員分) | |

※書類についてはコピーでも構いません(申請書及び家族構成表を除く)。

※戸籍の謄本、戸籍の附票、住民票、建物の登記事項証明書は申請日から3か月以内のものが必要です。



〒411-8666 三島市北田町 4番 47号 三島市 住宅政策課 三島住まい推進室

TEL: 055-983-2750